

加古川市さわやか収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみステーションに自らごみを持ち出すことが困難な高齢者又は心身障害者等（以下「高齢者等」という。）に対して、近隣協力者や親族等のごみ排出の協力を第一としつつ、戸別にごみの収集（以下「さわやか収集」という。）を行い、補助的に安否の確認を行うことにより、安心して暮らしやすいまちづくりの一助とすることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、ひとり暮らしの在宅の高齢者等であって、次の各号のいずれかに該当する者（近隣協力者や親族等によるごみ出しの協力が得られるものは除く。）とする。ただし、1号又は2号に該当する者は、各号におけるすべての要件を満たすものとする。

(1) 高齢者

- ア 65歳以上のひとり暮らしの者
- イ 身体状況が概ね介護保険認定における要介護2から5の者
- ウ 介護保険のホームヘルプサービス利用者

(2) 心身障害者

- ア ひとり暮らしの者
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する「障害福祉サービス」の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援のいずれかに係る介護給付費の支給の決定を受けている者

(3) その他前各号に掲げる者のほか、市長が、特に必要があると認める者

(申請手続)

第3条 さわやか収集を利用しようとする者は、本人又は本人の意思により親族、日々の介護に携わる者及び民生委員等（以下「申請者」という。）によって、加古川市さわやか収集申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(調査及び収集の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、面談により申請の内容について調査を行ったうえ、加古川市さわやか収集決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(収集方法等)

第5条 さわやか収集を利用する者(以下「利用者」という。)は、原則として、加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和60年条例第27号。以下「条例」という。)第4条に基づく加古川市一般廃棄物処理実施計画で定める収集種別及び分別方法により分別し、利用者等と市長で協議し、決定した場所に排出するものとする。ただし、収集に従事する職員は、屋内には、入らないものとする。

2 排出日時は、本市が別途定める収集曜日の午前8時までとする。

3 条例第10条に規定する排出禁止物については、さわやか収集の対象としない。

(安否確認)

第6条 市長は、さわやか収集を行うときに、次の各号のいずれかの方法により安否の確認を行う。

(1) ごみが排出されていること。

(2) 声かけに対する返事があること。

(3) その他収集不要等の意思表示があること。

2 前項に掲げるいずれかによる安否の確認ができないときは、市長は、あらかじめ利用者が通知した本人以外への連絡先等(以下「協力者」という。)へ連絡することができる。

3 協力者は、この事業により知り得た利用者の個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(届出義務)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに加古川市さわやか収集変更届出書(様式第3号)を提出しなければならない。

- (1) 利用者の住所、氏名、電話番号
- (2) 安否確認連絡先の住所、氏名、電話番号
- (3) 収集対象物

(収集の中止等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、加古川市さわやか収集中止（休止）通知書（様式第4号）により、利用の中止又は休止を行うものとする。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用の中止又は休止の申し出があったとき。
- (3) その他市長が必要でないと認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。